

民法(債権法)の改正と企業実務への影響

●プログラム●

【開催主旨】

私法の中核をなす民法（債権法）改正法条文案が公表され、120年ぶりの大改正の全体像が示されました。本セミナーでは、改正法の中で契約実務に関わりのある項目をわかりやすく解説し、企業実務に与えると思われる影響についても解説します。

◆日時：2015年11月5日（木） 13:30～16:30

◆会場：東京・麹町「企業研究会 セミナールーム」

◆講師：東京霞ヶ関法律事務所 パートナー 弁護士 遠藤 元一氏

【略歴】

東京大学法学部卒業、第二東京弁護士会所属、日本私法学会、日本内部統制研究学会、著作法学会、国際取引法学会、デジタルフォレンジック研究会等所属等。

現在、立教大学法科大学院兼任講師、GBL研究会理事、上場会社の社外監査役

【取扱分野】

倒産法関連、危機管理対応、コーポレート・ガバナンス関連、企業取引全般

【著作】

『内部統制の責任と現状』（日本取締役協会編・税務経理協会、2008. 共著）

『循環取引の実務対応』（民事法研究会、2012）

『倒産と担保・保証』（商事法務、2014. 共著）

『会計不正 平時における監査役への対応』（LABO弁護士会出版局、2015. 共著）

『「監査における不正リスク対応基準」が取締役に及ぼし得る影響』（上）（下）』商事法務 2023、2024 号

『日本版ステュワードシップ・コードの影響と対応策』経理情報 1385 号その他

●参加要領●

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込みいただけます

●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	35,640円	本体価格 33,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてに FAX いただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX にてご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承下さい。

一般社団法人企業研究会

担当：村野 E-mail murano@bri.or.jp
〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F
TEL 03-5215-3550 FAX 03-5215-0951

151570-0302	※2015.11.5 民法(債権法)の改正と企業実務への影響		
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			
部課 役職		フリガナ お名前	
e-mail			

民法(債権法)の改正と企業実務への影響

1. 債権法改正の経緯および位置づけ

2. 契約の成立の局面に関わるテーマ

- (1) 債権の目的
- (2) 錯誤
- (3) 定型約款

3. 契約の履行段階で問題となるテーマ

- (1) 法定利率
- (2) 売主の契約不適合責任
- (3) 請負人の契約不適合責任

4. 契約の終了段階で問題となるテーマ

- (1) 債務不履行による損害賠償
- (2) 解除
- (3) 消滅時効

5. 債権の保全に関わるテーマ

- (1) 債権譲渡（譲渡制限特約の効力の制限等）
- (2) 相殺
- (3) 保証
- (4) 連帯債務